平成２１年（フ）第１７８０号
愛知県半田市乙川新町１丁目４番地　県営乙川住宅２棟107号
債務者　金﨑　龍次
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３号
和歌山県岩出市曽屋８番地の18
債務者　阪田　文雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２６７号
埼玉県熊谷市成沢401番地
債務者　關口絵里子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７７号
長野県北佐久郡立科町大字芦田3933番地２
債務者　太田　正明
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　基弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１３９号
長崎県諫早市高来町町名196番地２
債務者　東川　静夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町17番21号浜田ビル201号
債務者　海田　昭和
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第３０７号
大分県豊後大野市犬飼町犬飼63番地３
債務者　坂本　えみ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０２７号
横浜市都筑区池辺町3774番地１　クリオ鴨居五番館110
債務者　村田　文雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５４号
群馬県太田市下小林町５番地８
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１４号
埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷366番地
債務者　和泉　芳明
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
山口県宇部市大字船木249番地19
債務者　石井美代子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４３７号
神奈川県伊勢原市西富岡1028番地の１　コーポ坂本206号、前住所神奈川県伊勢原市西富岡1028番地の１　コーポ坂本103号
債務者　高橋美津枝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４３号
神奈川県厚木市山際139番地２　ナカマルハイツⅠ―101、前住所神奈川県厚木市下依知306番地15
債務者　加藤かおり
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１２４７号
名古屋市天白区福池１丁目66番地の１　ホワイトマンション101号
債務者　加藤　　元
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２４８号
名古屋市天白区福池１丁目66番地の１　ホワイトマンション101号
債務者　加藤クリーニングこと　加藤　正一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４１号
愛知県小牧市久保一色南２丁目92番地　第２黄金ハイツ201号、住民票上の住所愛知県小牧市新町３丁目86番地２　シャトー小牧新町302号
債務者　杉浦日出子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６７号
愛知県東海市荒尾町出口26番地
債務者　佐藤藤一郎
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部